

質 疑 通 告 一 覧

1. 北野唯道 議員 1月31日(金) 質疑予定

質 疑 事 項 ・ 要 旨

1. 議案第1号 (仮称) 白河市民文化会館建設事業建築工事請負契約について

- (1) 白河市の制限付入札とはどのようなものか。
- (2) 特定建設業者とはどのような業者か。
- (3) 財務規則第122条、令第167条の11第2項の規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格は別に市長が定めるとあるが、どのようなことを定めているのか。
- (4) 12月5日入札の指名のあり方について、総合点数は何点以上か、何社か。
- (5) 12月5日入札の参加業者は何社か。
- (6) 12月5日入札の予定価格について、何%高くて不落になったのか。
- (7) 第2回目の入札は、何社指名したのか。
- (8) 予定価格を積算するにあたり、市場調査をしたと建設部長が答えているが、どのような調査をしたのか。
- (9) 12月5日の入札で、鋼材、鉄筋、労務で、違っていただとのことだが、どのように違っていただのか。
- (10) 指名競争入札について、地方自治法234条契約の締結において、指名競争入札の逐条解説によれば、長所は不信用、不誠実なものを排除することができる点とあるが、手続きの点において、一般競争入札に比較して簡単とあり、短所は特定業者の決定にあたりそれが一部のものに固定され偏重する恐れが無いとは言えない。業者の談合が容易であると解説されている。短所を補うための義務付けとして被指名者の資格要件を定めるところとなっており、これだけでは短所を除去するには十分であるとはいえないとして、普通地方公共団体の規則などにおいて、指名基準を定め、指名競争入札について、それができる限り機会均等に、かつ、公正に行われるよう措置する必要がある。ここで伺いたい。白河市には規則の定めがあるのか。

随意契約について(本体工事)

- (11) 随意契約ができる要件は、法により7つに限定されている。そのうちの1つとして、競争入札に対し、入札者がいないとき、または、再度の入札に対し落札者がいないときがある。必ず随意契約をしなければならないものではなく、日を改めて再度公告、入札しても差し支えないものである。そこで伺います。

本体工事の不落について、随意契約により建築工事の契約が見込めると判断したとの答弁があった。不落随契のための見積り合わせは、入札日の同日同会場で行うのが自然であり法の求めることと考えているが、どのように解釈しているのか。

- (12) 不落随契のための見積り合わせが入札及び契約調書からその形が確認できないが実態はど

うなっているのか。

(13) 部長答弁と結果は、整合性がとれているのか。

(14) 入札及び契約事務は、工事実施部門とは切り離し実施することで公平・公正を確保されるものとするが、今回の一連の流れの中で他の部から意見は無かったのか。(総務部と建設部の関係)

2. 議案第2号 (仮称) 白河市市民文化会館建設事業電気設備工事請負契約について

(1) 建築工事の契約が見込まれると判断し入札を執行されたが、結果的には契約に至らなかった。そこで伺います。見込めると判断し実施したことについてどのように考えているか。

(2) 提案として、今後同様な事例が出た場合を想定し、本体工事が不落になったときは、附帯工事入札は中止する内規的定めを作成すべきと考えるがどうか。

本体工事の設計がどのようになるか不確実な状況において、附帯工事入札を執行したことには疑問が残っている。この点についてはどのように考えているのか。

(3) 12月議会において、部長は市民文化会館は1, 100席なる規模で音楽を主とした目的のホールを予定していると答弁しているが、電気設備工事費15億の中で音響設備工事にはどのような金額を見ているのか。

(4) 電気工事及び暖冷房衛生設備工事について、白河市制限付一般競争入札実施要綱において制限付一般競争入札の対象工事としていないことから、指名競争入札といたしましたと答弁しているので再度説明をお願いしたい。

2. 大竹功一 議員 1月31日(金) 質疑予定

質 疑 事 項 ・ 要 旨

1. 議案第1号 (仮称) 白河市市民文化会館建設事業建築工事請負契約について

議案第2号 (仮称) 白河市市民文化会館建設事業電気設備工事請負契約について

議案第3号 (仮称) 白河市市民文化会館建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約について

(1) 建築工事契約について

- ① 指名競争入札参加業者について
- ② 第2回目の入札業者への指名通知について
- ③ 予定価格の見直し内容について
- ④ 入札金額について

(2) 入札状況について

- ① 本体工事が不落となり、今回再入札が行われた。なぜ、本体工事が成立していないのに、他の2件の入札が行われたのか、法的根拠を示し、説明願いたい。
- ② 電気工事及び暖冷房衛生設備工事の最低制限価格について
- ③ 建築工事については、資材及び労務賃金等の理由で設計価格が変更となったが、他の2件になかったのはなぜか。
- ④ 12月の入札の不落となったが、工期の変更はないと聞いている。工期に問題はないのか。

(3) 予算措置等について

- ① 今回の契約が成立した場合、総額約79億円程度になる。予算措置がどうなっているのか確認したい。また、現在の計画されている予算規模上、何らかの問題はないのか。

3. 深谷弘 議員 1月31日(金) 質疑予定

質 疑 事 項 ・ 要 旨

1. 議案第1号(仮称)白河市市民文化会館建設事業建築工事請負契約について
議案第2号(仮称)白河市市民文化会館建設事業電気設備工事請負契約について
議案第3号(仮称)白河市市民文化会館建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約について
- (1) 建築工事契約について
 - ① 入札参加が2企業だけだが、その経緯。
 - ② 12月5日入札における予定価格と入札結果(不落)の経緯。
 - (2) 入札結果について
 - ① 入札において失格となった理由として「最低制限価格を下回ったため」とあるが、どのような意味か。
 - ② 最低制限価格はどのように決定されるのか。